

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年12月15日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年12月15日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年12月15日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー指宿店

指宿市湊一丁目10番17号

2 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐輪場 A棟北側 19台

第2駐輪場 A棟東側 21台

第3駐輪場 A棟東側 15台

第4駐輪場 A棟東側 29台

第5駐輪場 A棟東側 5台

イ 変更後 第1駐輪場 A棟東側 16台

第2駐輪場 A棟東側 22台

第3駐輪場 A棟東側 3台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設1 A棟南側 74平方メートル

荷さばき施設2 A棟内西側 23平方メートル

荷さばき施設3 B棟南側 37平方メートル

イ 変更後 荷さばき施設1 A棟南側 27平方メートル

荷さばき施設2 A棟北西側 25平方メートル

荷さばき施設3 A棟北西側 32平方メートル

荷さばき施設4 B棟南側 32平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 A棟内南側 39立法メートル

イ 変更後 A棟内南側 19立法メートル

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設 1, 2 及び 3 午前 6 時から午後 9 時まで

イ 変更後 荷さばき施設 1, 2 及び 3 24 時間

荷さばき施設 4 午前 6 時から午後 10 時まで

3 変更年月日

(1) 2 の(1), (2)及び(3) 令和 3 年 7 月 31 日

(2) 2 の(4) 令和 2 年 12 月 1 日

4 届出年月日

令和 2 年 11 月 30 日